



平成27年3月4日

各位

会社名 大成建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山内 隆司  
コード番号 1801  
上場取引所 東証・名証 各一部  
問合せ先 財務部長 岡田 正彦  
電話番号 03-3348-1111 (大代表)

### 海外募集による新株式の発行総額等の確定に関するお知らせ

平成27年2月27日開催の当社取締役会において決議致しました海外募集による新株式発行（以下、「本海外募集」といいます。）に関し、引受人に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行総額等が確定致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

#### 記

1. 引受人の権利の行使により発行される株式数  
4,000,000株
2. 発行価格（募集価格）の総額  
21,483,000,000円
3. 払込金額の総額  
20,587,720,000円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額  
増加する資本金の額 10,293,860,000円  
増加する資本準備金の額 10,293,860,000円

#### <ご参考>

- (1) 本海外募集による新株式発行の募集株式の種類及び数 下記①及び②の合計による当社普通株式31,000,000株
- ① 引受人の買取引受けの対象株式として当社普通株式27,000,000株

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

② 引受人に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式 4,000,000 株

- (2) 発行決議日 平成 27 年 2 月 27 日
- (3) 条件決定日 平成 27 年 2 月 27 日
- (4) 払込期日 平成 27 年 3 月 16 日
- (5) 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移
- |                |                 |                      |
|----------------|-----------------|----------------------|
| 現在の発行済株式総数     | 1,140,268,860 株 | (平成 27 年 2 月 27 日時点) |
| 新株式発行による増加株式数  | 31,000,000 株    |                      |
| 新株式発行後の発行済株式総数 | 1,171,268,860 株 |                      |

- (6) 今回の調達資金の使途
- 本海外募集に係る手取概算額 20,467,760,000 円については、200 億円を、平成 27 年 7 月を目途に、平成 25 年 1 月 10 日を借入実行日とする劣後ローンの返済資金に充当する予定です。また、残額は、平成 27 年 6 月に償還期日が到来する社債の償還資金の一部に充当する予定です。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。